

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和2年1月14日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 平成31年度(令和元年度)年会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県内の人権や福祉に関する政策の勉強のため			
按分率の説明	純粋な学習目的であり、政治活動との併用ではないので100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、勉強会を行なっている。</p> <p>◆本会の活動頻度 数ヶ月に1度、勉強会を開催し、奈良県庁の担当課職員が政策の説明に来られることもあった。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県議会議員、市町村議会議員、及び事務局職員が参加している。</p> <p>上記の活動から、県内外のトピックや事例や新たな視点を得ることで、県議会の今後の活動の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
		30,000	年会費 30,000 円	103
	合計	30,000 円 ()		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し、「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 8万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

[2005年度第1回定例会議(2005年5月10日)で一部改正]

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中川 崇

年 月 日	令和2年2月17日			
年会費名	自治体学会 平成31年度(令和元年度)年会費			
相手方	自治体学会			
年会費支払目的	自治体の政策や動きに関する研究のため			
按分率の説明	純粋な学習目的であり、政治活動との併用ではないので100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 市民、行政職員、学者、研究者などが互いに集まり、自治体行政等について、活かした学問として、理論と実践の統合を目指している。大会の企画運営、学会誌の編集発行、会員相互の研究発表等。</p> <p>◆本会の活動頻度 年に1回全国大会を開催するほか(奈良県でも近年開催された)、下部組織の「近畿自治体学会」もフォーラムや勉強会を開催し、自治体の職員及び議員による勉強会や情報交換の場としている。</p> <p>◆参加者の状況 奈良県庁職員や奈良県議会議員を含め、奈良県内からも多数入会し参加している。</p> <p>上記の活動から、県内外のトピックや事例や新たな視点を得ることで、県議会の今後の活動の参考になった。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
		7,830	年会費7,500円 及び振込手数料	206
	合計	7,830円	()	
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

自治体学会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、自治体学会と称する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、市民的視野に立ち地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおし、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策形成を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域における研究活動の促進
- 二 研究発表交流シンポジウム等の開催
- 三 機関誌その他の発行
- 四 各種情報の収集提供
- 五 会員間の情報交流・研究協力の支援
- 六 自治の研究と実践の業績にかかる表彰
- 七 その他評議員会が適当と認める事業

第三章 会員

(会員)

第4条 会員は、個人会員及び団体会員とする。

- 2 自治体職員、自治体問題に関する研究を行う者及び自治体問題に関心を有する市民並びにこれらが構成員となっている団体は、理事会の承認を得て本会の会員となることができる。
- 3 理事会が前項により会員を承認した場合は、評議員会に報告しなければならない。

(会費)

第5条 会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

(退会)

第6条 会員は、所定の様式による届出により、退会することができる。

- 2 理事会は、会費の滞納等会員としてふさわしくない行為をした者を退会させることができる。

第四章 機関

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事長 1人
- 二 副理事長 2人以内

三 理事 7人以内

四 評議員 50人以内

五 監事 2人

(選任)

第8条 評議員及び監事は、会員のうちから総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、評議員のうちから互選により定める。

3 理事長は、副理事長と協議の上、会員のうちから理事を選任する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員はその任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(理事長、副理事長、理事及び理事会)

第10条 理事長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ指名する副理事長が、その職務を代理する。

3 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって組織し、会務の執行について、評議員会に対し連帯して責任を負う。

(評議員)

第11条 評議員は、評議員会を組織し、会員を代表する。

(監事)

第12条 監事は、会計及び会務執行を監査する。

(顧問及び参与)

第13条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事長が理事会に諮って委嘱する。

(部会及び委員会)

第14条 会務の執行のため、理事会のもとに部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置き、理事長が理事長、副理事長及び理事のうちからこれを指名する。

3 会務の執行について、審議又は調査等を行うため、評議員会の決定に基づき、委員会を置くことができる。

4 委員会に、委員長を置き、理事会が会員のうちからこれを選任する。

5 部会及び委員会の委員は、会員のうちから、理事会の同意を得て、各々部会長及び委員長を選任する。

(所在地)

第15条 学会事務を処理するため、下記に事務所を置く。

〒101-0048

東京都千代田区神田司町2-19 司3331 202号室

2 会務を処理するため、事務所内に、事務局を置く。

(総会)

第16条 理事長は、毎年少なくとも1回総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 理事長は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、総会を招集しなければならない。

4 理事会は、総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第17条 総会では、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

一 事業報告及び収支決算に関する事項

二 事業計画及び収支予算に関する事項

三 その他理事会が必要と認めた事項

(評議員会)

第18条 評議員会は、必要に応じ理事長が招集する。

2 理事長は、評議員の過半数の請求があった場合、評議員会を招集しなければならない。

3 理事会は、評議員会を招集することができる。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

2 団体会員は、その指定する者一名をもって議決権とする。

3 評議員会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第五章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第23条 本会は、会員の4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

第七章 細則

(細則)

第24条 この規約施行についての細則は、評議員会が定める。

附 則

この規約は、昭和61年5月23日から施行する。

(1990年7月6日一部改正・同月7日施行)

(2010年8月20日一部改正・即日施行)

(2014年8月22日一部改正・同月25日施行)

(2015年8月22日一部改正・即日施行)

(2019年8月24日一部改正・即日施行)

附 則

この規約は、総会で議決された日(2019年8月24日)から施行する。

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 中川崇

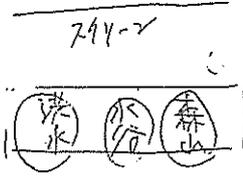
年 月 日	令和2年1月17日 (金)					
政務活動先	京都府京都市上京区下立売通新町西入ル 京都府議会棟第4委員会室 京都府京都市中京区饅頭屋町595-3 きょうと婚活応援センター					
研修名	日本青年会議所議員部会視察調査 京都府庁による「子育て環境日本一」の実現に向けた取組について					
参加者	議員5名及び京都府職員3名					
参加目的	子育て環境をめぐる複数の施策について、いかに設計し組み合わせるのが有効であるのか、奈良県の施策を考える際の参考とするため					
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	説明及び質疑応答から知ることができたこととして、京都府庁においては、育児と介護を切り分けず「ダブルケア」と捉え包括的な相談窓口を先駆けて設けたこと、働きながら自宅で子育てする環境まで大学生にイメージしてもらえるインターンシップを企業に依頼・実現してきたこと、取組を推進させる枠組として3部長会議を定期的に行っていること、などが挙げられる。奈良県や他の自治体と比較しての、質疑も活発に行われた。全体を通じて、今後の奈良県政の参考とすることができた。					
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号	
	自宅 →京都府議会棟	奈良交通バス	左京2丁目 →高の原駅	220円	104	
		近鉄・京都市 営地下鉄	高の原駅 →丸太町駅	760円		
	→きょうと婚活 応援センター	車の乗り合い		0円		
	→自宅	京都市営地下 鉄・近鉄	烏丸御池駅 →高の原駅	760円		
		奈良交通バス	高の原駅 →左京2丁目	220円		
	宿泊費	0円	内訳:			
	研修費	0円	内訳:			
	合計	1,960円 ()				
	備考	添付資料：会場での写真				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

会場での写真

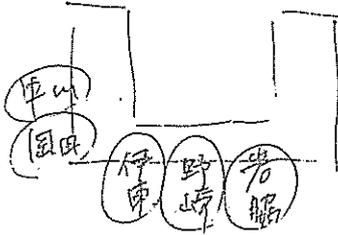


日本青年会議所 議員部会 視察調査



令和2年1月17日(金) 13:30~15:00

京都府議会棟 4階 第4委員会室



次第

1 開会

- 挨拶 (青児会長)

「今年度、井原一、経験者にも関わらず、初任者も活躍している。」

2 調査事項説明 (質疑応答を含む)

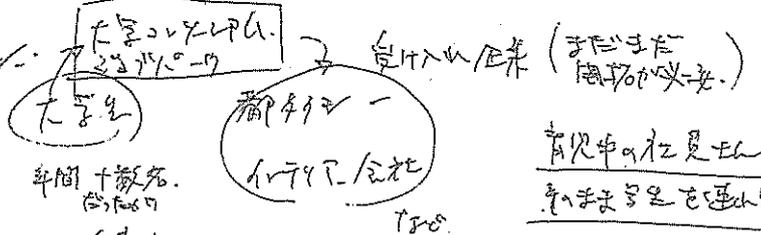
- 外国人、国際権 → 京都府は多い。
- 作育国際権 (これ以外は是非無く、困っている。)

「ラベリングなど、併せて、(通訳機導入助成金) 国からの補助金は、是非、」

- 「子育て環境日本一」の実現に向けた取組について

子育て環境

何年か



年間十数名、(2019年)

2019年度は、100名以上増加。

育児中の社員さん、子育て支援を推進している。

自衛隊一帯に育児支援。

3 閉会

子育て環境日本一推進戦略

部会委員さん

- 「子育て環境日本一」(子育て環境日本一) ← 子育て環境日本一、調査(2019)。

- 「子育て環境日本一」現在40名、在勤している。推薦書記入人

「子育て環境日本一」

「女性×ITの推進」

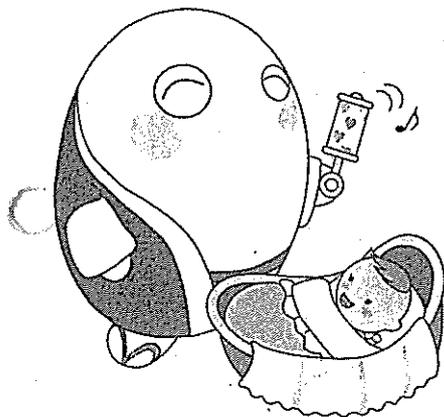
人事課、総務課、IT課

- 大塚社長さん、詳細な行政と連携して、子育て推進の目的。

事務局、子育て支援、子育て支援。

「地域子育て支援」など、地域振興の観点から子育て支援の推進。

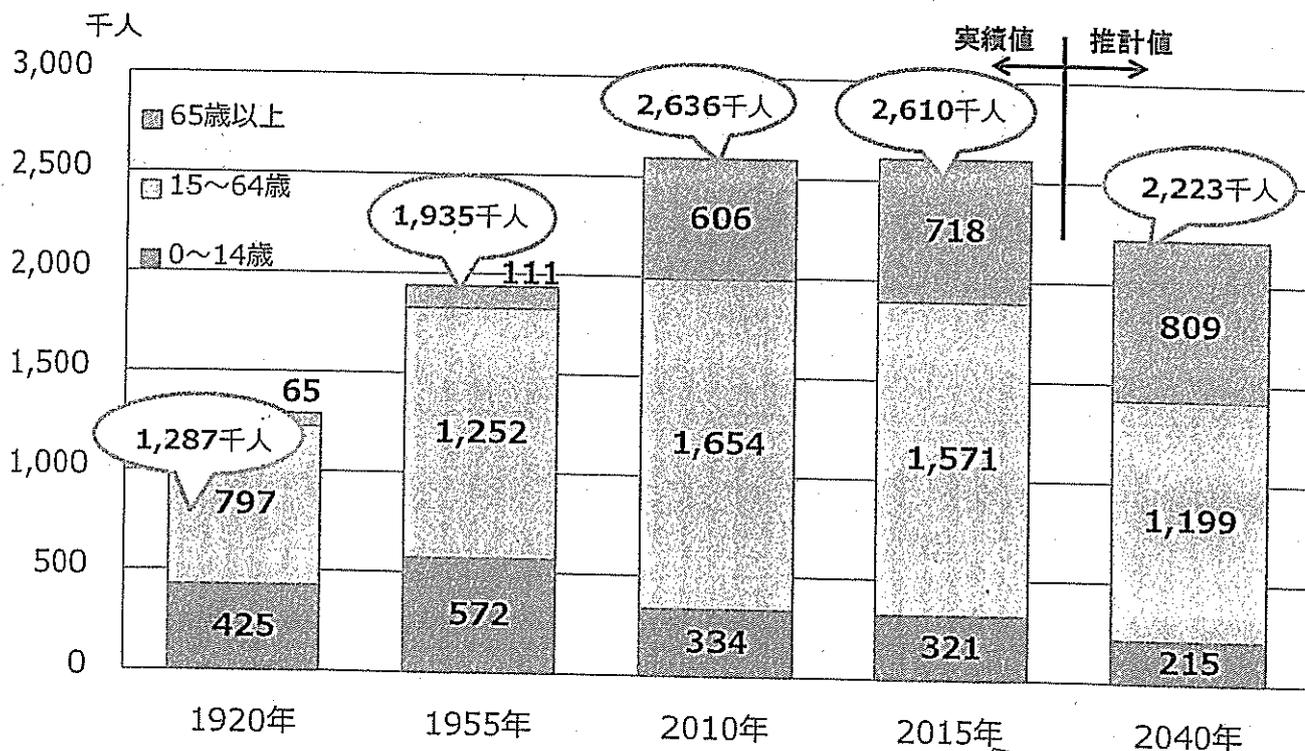
子育て環境日本一への取組について



令和2年1月17日

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室

京都府の人口推移



約100年前と比べると
高齢者数は11倍
子どもの数は2割以上減少

政務活動記録簿 (会議・意見交換会参加)

会派・議員名 中川崇

年 月 日	令和2年3月26日 (木)					
政務活動先	ホテル日航奈良 飛天の間					
会議名	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー 理事会及び評議員会					
参加者	理事、評議員及び監事が参加し、関係する奈良県職員や議員が傍聴					
参加目的	同法人をめぐる違法な運営、粉飾決算、パワハラ疑惑等の諸問題について、監事による特別監査報告の内容を入手するため					
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	上田監事及び春日監事が理事会及び評議員会で口述する特別監査報告について、報道を介して知るのではなく、自らの耳で全てを聞き、配付資料も全てを入手することで、今後の議会活動に正確を期すことができた。また、会議の雰囲気自ら体感することによって、同法人のガバナンス機能の一端を知ることができた。全体を通して、今後の議会活動の参考にすることができた。					
会議参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号	
	県議会 →ホテル日航	自家用車	県議会 →近隣駐車場	駐車料金 500円	308	
	ホテル日航 →県議会	自家用車	近隣駐車場 →県議会	0円		
	宿泊費		内訳:			
	参加費		内訳:			
	合計	500円 ()				
備考	添付資料：傍聴していたことを示す新聞記事					

注 会議に関する資料や会場の写真等を添付してください。

令和2年(2020年)3月27日 金曜日

不適切な会計指摘

県ビスタースピュロー 特別監査

職場環境にも課題

県ビスタースピュローが実施した特別監査の結果、第4回理事会と第5回評議委員会が26日、奈良市三条本町のホテル日航奈良で開かれ、職員から申し出があった不適正会計やパワハラ問題などについて、監事

が突如した特別監査の結果を報告。事業計画書に予算計上のない事業を決算で計上するなど不適切な処理があったことを指摘し、改善を求めた。これを受けて理事長の荒井正吾知事は、対応

策を5月に開く決算理事会に示す意向を表明。来年度事業計画は継続事業などに絞った内容にとどめ、この日の理事会で承認を得た。

特別監査は、コンプライアンスに関する申し立てを

受けた荒井知事が、監事に実施を依頼していた。

報告では、会計処理に關して事業計画にない予算を決算で計上したり、年度途中の事業化を理事会の議決を得ず内部決済で済ませるなど、不適切な扱いが行われていたことを認定。また、県議会の質疑でも取り上げられた「知れば知るほど『茶戸』では、業務委託した業者に具体的な成果報告を求めているが、事業が適正に行われたか検証できない

い状態になっていた。

パワハラ問題では、複数人の申し立てのうち、具体的な指摘があった2人について検討。いずれもパワハラの実態認定には至らなかったが、提言として法令に基づいたパワハラ防止措置を早急に講じるよう求めるなど、職場環境に課題があることを指摘した。

理事会で荒井知事は、改めて県の観光振興に果たすビスタースピュローの役割を説明し「非常に重要な組織。それだけに改善は不

可欠だ。監査結果を受けて今後、どうするのか。改善策をまとめ、5月の理事会に報告したい」と話した。

また、この日の議題として提案された来年度の事業計画については、監事から、いわゆる骨格的な内容にとどめるよう求められた」として、事業活動支出で前年度より約2600万円少ない約3億2000万円の案を示し、承認された。「知れば知るほど奈良はおもしろい観光キャンペーン」に關しては、知事が実行委員

会方式による対応を示したため、事業計画では予算の計上を見送った。

理事会・評議委員会を傍聴した中川稔議員は、監査報告について「パワハラが明らかにならなかったのは残念だが、不正会計は認定された事実上、税金で運営されている組織の突如として、非常に憤りを感じると指摘。同氏は県議会の質疑でもこの問題を再三取り上げており「今後は組織トップとしての知事の責任も追及していきたい」と話した。